

4月からは中小企業においても罰則付きの「時間外労働の上限規制」が適用となる。国や県による支援なども活用し体制整備を急ぎたい。

働き方改革関連法の順次施行が始まってから約1年。県内では大企業を中心に「働き方改革」への取り組みが広がっている(図表1)。コンビニの「24時間365日営業」も見直されるなか、百貨店の営業時間短縮や外食産業の休業日の拡大など小売・サービス業における「時短」の動きがここに来て目立つ。

「働き方改革関連法」のうち、罰則付きの時間外労働の上限規制は、昨年4月に大企業で始まり、いよいよこの4月からは中小企業へと対象が拡大される(図表2)。弊社が昨年5月に実施したアンケート調査(有効回答数227先、千葉銀行から受託)では、時間外労働の上限規制を導入済の中小企業は約半数に止まっている(図表3)。導入が遅れている理由として、導入のための人材・資金・技術不足などを挙げる企業が多いが、そうした企業も月100時間・年360時間を超える残業は行えなくなる。

行政も中小企業の生産性向上に手を拱いていない。国は12月補正予算で、「中小企業生産性革命推進事業」に3,600億円を計上した。同事業では、設備投資、IT導入、販路開拓等を支援するため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって継続的に事業を行うとしている。

千葉県でも、20年度以降の本格導入を目指して自らテレワークの導入を試行しているほか、中小企業向け対策として、千葉働き方改革推進支援センターが働き方改革に関する支援制度や助成金に関する様々な相談をワンストップで受け付けているうえ、県のHPでは改革に取り組んだ県内事業者の好事例集を公表している(図表4)。

準備が遅れている企業では、これらも積極的に活用した体制整備を急ぎたい。(船田)

(図表1)県内の働き方改革の取り組み例

企業名等	業種	内容	開始時期
イクスピアリ	商業施設	半期に1度テナントが任意に休業日設定	2019年度
銚子丸	回転すしチェーン	2日連続で店舗休業	2019年11月
東武百貨店船橋店	百貨店	一部売り場の営業時間短縮	2020年2月
日本製鉄	製鉄業	テレワーク	2019年11月
千葉県	-	テレワーク、サテライトオフィス	2019年度試行拡大

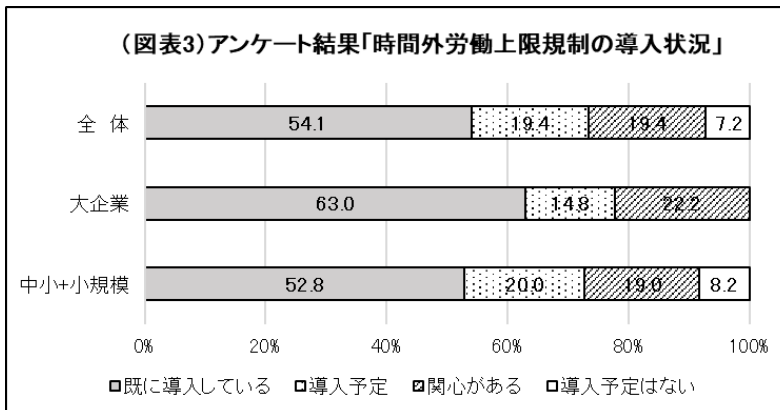
(出所)各種報道よりちばぎん総合研究所作成

(図表2)「時間外労働の上限規制」とは

内容	罰則規定
時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、特別な事情があっても月100時間未満	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金
<上限規制への対応のポイント> ・36協定の定めを超えないこと ①1日、1か月、1年のそれぞれの時間外労働、②休日労働の回数・時間、 ③特別条項の回数(時間外労働が限度時間を超える回数) ・月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと ・月の時間外労働と休日労働の合計について、どの2~6か月の平均をとっても、1月当たり80時間を超えないこと	

(出所)厚生労働省資料などからちばぎん総合研究所作成

(図表3)アンケート結果「時間外労働上限規制の導入状況」



(出所)千葉銀行「千葉県における働き方改革の動向と外国人労働者の受け入れ拡大への対応」

(図表4)働き方改革好事例集2018年度の掲載企業

企業名	
株赤門	(社福)康和会レゾナガーデン
株アルファ・オikos	白鳥製菓(株)
浦田空調工業(株)	(株)ティーエスケー
上村建設工業(株)	野水鋼業(株)
株弘報社	(株)吉田屋

(出所)千葉県ホームページ